

## 家庭系ごみの有料化について（中間報告） に関する意見募集結果について

### 1 実施概要

#### (1) 意見募集

I 受付期間 平成22年4月9日～平成22年5月10日

II 提出件数 42通（延べ 147件）

※ 意見提出の中に複数の項目について意見が述べられているものもあり、延べ意見数は147件であった。

#### (2) 意見聴取

I 実施期間 平成22年4月10日～平成22年4月25日

II 開催地区 中央・東部・西部・南部・北部・河辺・雄和

III 意見件数 54件（参加人数 141人）

### 2 意見内容

- I 中間報告に関する意見（139件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
  - (1) 家庭系ごみ有料化の目的についての意見（29件）・・・・・・・・ P1
  - (2) 家庭系ごみ有料化のしくみについての意見（33件）・・・・・・・・ P4
  - (3) 市民への周知についての意見（12件）・・・・・・・・・・・・ P7
  - (4) 併せて実施する施策についての意見（65件）・・・・・・・・・・ P8
  
- II 家庭系ごみの有料化に関する意見（32件）・・・・・・・・・・・・ P12
  - (1) 有料化に賛成の意見（14件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
  - (2) 有料化に反対の意見（10件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P12
  - (3) その他の意見（8件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P13
  
- III その他の意見（30件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
  - (1) 審議会への意見（8件）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
  - (2) 環境施策についての意見（22件）・・・・・・・・・・・・ P15

# I 中間報告に関する意見

## (1) 家庭系ごみ有料化の目的についての意見

### ① ごみの減量とリサイクルの推進

|   | 意見                            | 審議会の考え方(案)                                      |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 受益と負担の観点から最終負担が市民だけになるのはおかしい。 | 現在、秋田市では事業所から出るごみについては、既に排出量に応じた処理手数料を徴収しております。 |
| 2 | 収集と処理費用は受益者負担が相当である。          | 審議会においても、ごみの有料化には受益者負担の観点も必要であると考え審議しております。     |

### ② 公平性の確保

|   | 意見   | 審議会の考え方(案)   |
|---|--|--|
| 1 | 公平性の確保という観点からの有料化については賛成である。                                       | 審議会では、有料化には公平性の確保のほか、ごみ減量の観点からも有効な施策であると考えておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。  |
| 2 | 目的は公平性の確保を第一に考えるべきであり、ごみの減量はその結果として捉えるべきものとする。                     |  |
| 3 | 現在の指定ごみ袋制度は小売店によって価格が違い公平性が保たれていないので、そのようなことがないようにしていただきたい。        | 現在の指定ごみ袋制度は、秋田市が定める規格を満たすごみ袋を製袋メーカーが製造する場合に秋田市が承認しているものであり、価格についてはスーパー等が独自に定め販売しているものと伺っております。   |
| 4 | 低所得者にとって過度の負担となり、新たな不公平を生み出すことになることから反対である。                        | 審議会では、税金でごみ処理を行っている現状ではごみを少なく出す人も多く出す人もその費用負担は同じであり、環境に配慮してごみを減らしている市民には不公平であると考えております。そのため、有料化により市民一人ひとりが排出量に応じた処理費用の一部を負担するしくみとすることが望ましいと考えておりますが、その手数料については市民に過度な負担とならないような料金設定が必要であると考えます。 |
| 5 | 減量目標を達成するための手段としては理解するが、減量の努力をして目標を達成している市民も有料化が適用されるならば公平性は損なわれる。 |  |
| 6 | 公平性の確保とあるが、不公平という声は聞こえてこない。<br>(同様1件)                              |  |

### ③ ごみ処理手数料の活用

#### ア ごみの減量・リサイクルに関すること

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）  |
|---|---|---|
| 1 | 有料化によって得られた手数料は、一般財源化せずに環境に関することに使っていただきたい。                           | 審議会においても、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、ご意見にもあるような循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えております。<br>そのため、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。 |
| 2 | 有料化により得られた手数料は、集団回収の奨励金など、リサイクルを推進するための財源として使っていただきたい。<br>(同様1件)      |   |
| 3 | 有料化により得られた手数料は、電気式生ごみ処理機やコンポスターの購入補助など、生ごみ減量のための施策に使うべきである。<br>(同様1件) |   |
| 4 | 有料化により得られた手数料を町内会単位での堆肥施設の建設費に使っていただきたい。                              |   |

#### イ 集積所に関すること

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | ごみの収集処理経費は税金で賄うべきであり、手数料収入は、集積所設置・改修に対する町内会への助成金として使うべきである。<br>(同様2件)  | 審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。 |
| 2 | 手数料は、有料化の経費までは賛成できるが、市民に還元すべきであり、集積ボックスの公募や集積所の設置など町内会への助成金として使うべきである。 |  |

#### ウ 施設の維持管理に関すること

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | ごみ処理手数料は、ごみ処理費用に充当するべきであり、税金は必要のあるところに使うべきである。<br>(同様2件) | 審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、頂いたご意見も参考にしながら手数料の活用について引き続き審議してまいります。 |

エ その他

|   | 意見  | 審議会の考え方(案)  |
|---|---|---|
| 1 | 有料化により得られた手数料は、循環型社会や低炭素社会の構築に向けた施策ではなく、市の借入金の返済に使うべきである。                 | 審議会では、有料化により得られた手数料については、ごみの収集や処理に係る経費等に充当するほか、循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えておりますが、市の借入金の返済に活用するかどうかについては、審議会で判断するべきものではないと考えます。 |
| 2 | 家庭系ごみの有料化が目的であり、さらに手数料の用途が明確にされていないのであれば有料化をしてはいけません。                     | 審議会では、ごみの減量や公平性の確保等を目的として有料化について審議しております。具体的な環境施策を答申の中で示すかどうかについては、頂いたご意見を参考にしながら、引き続き審議してまいります。  |
| 3 | 説明不足である。  |   |
| 4 | 将来的には手数料総額がごみ処理に係る経費を超え、超過分が環境財源となるのか、将来的には手数料の一部を環境財源とするのかははっきりしていただきたい。 | 手数料収入については、有料化の制度に必要な費用やごみの収集処理に係る経費等に充当するほか、将来的には、手数料の一部を循環型社会や低炭素社会の形成に向けた環境施策の財源とすることが望ましいと考えております。                                    |

④ 有料化の目的全般について

|   | 意見                                    | 審議会の考え方(案)  |
|---|---------------------------------------|---|
| 1 | なぜ有料化なのか分かりにくいので、理由をもっと明確にしたい。        | 秋田市では、平成22年度までに市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を556グラム以下にする目標を掲げ、これまでに様々な減量施策を展開してきましたが、平成20年度では608グラムとなっております。そのため、審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しておりますが、有料化の是非については引き続き審議してまいります。 |
| 2 | 有料化に対する秋田市の目的と環境省が示す目的の考え方に差があるのはなぜか。 | 審議会では、環境省の方針も参考に、秋田市のごみ処理の現状と課題を踏まえ審議していることから、その目的に違いがあるものです。   |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 3 | 健康維持とエネルギー節約を念頭においた廃棄物処理の意義の明示および行政・製造者・消費者は与えられた役割に従って各自が責任をとらなければならない努力義務を課すことを盛り込むべきである。 | 審議会では、有料化の目的はごみの減量・公平性の確保・手数料の活用が望ましいと考えております。<br>頂いたご意見については、有料化の目的には馴染まないと考えます。 |
|---|---|---|

## (2) 家庭系ごみ有料化のしくみについての意見

### ① 有料化の対象範囲

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）  |
|---|---|---|
| 1 | 家庭ごみと資源化物の手数料に差をつけるか、資源化物を無料としたほうが良い。分別しても有料ならば、分別意識が下がります。<br><br>(同様1件) | 審議会においても、家庭ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいと考えております。                               |
| 2 | 有料化の対象は家庭ごみではなく、スーパー等で店頭回収をしており返却することが可能な資源化物にするべきである。                    | 審議会では、資源化物のみを有料化の対象とした場合、資源化物が有料化の対象ではない家庭ごみとして捨てられる可能性が高いことから、有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいと考えます。      |
| 3 | 剪定枝は、有料化の対象から除外するべきである。   | 審議会では、中間報告において有料化の対象とするごみは家庭ごみが望ましいとしておりますが、剪定枝については、現在も指定ごみ袋に入れずに家庭ごみとして出している現状を踏まえ、今後検討いたします。 |
| 4 | 草木、発泡スチロールなどは袋でのごみ出しは無理なのではないか。   | 草や発泡スチロールについては、現在も指定ごみ袋で出していることから、問題はないと考えます。   |

### ② 負担の仕組み

#### ア 手数料の料金体系に関すること

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | 多く出す人がより負担が増える仕組みにするべきである。<br><br>(同様2件)           | 審議会においても、手数料の料金体系については、ごみの減量効果が期待できるとともに公平性が保たれるという観点から、ごみの排出量に応じて手数料を負担する料金体系が望ましいと考えております。 |
| 2 | 我が家のようにエコでごみを減らしている家庭もあるので、世帯人数で判断し、課税等をするのは反対である。 |  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 3 | <p>一定量無料型も必要だと思う。配布は広報と一緒にすればよい。</p>   | <p>審議会では、一定量無料型は、一定量まで無料のため減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に要する経費がかかり増しになることから、手数料の料金体系は、ごみ袋1枚目から経済的動機付けが働きごみの減量効果が期待できるとともに、公平性が保たれ、全国的にも採用例の多い単純比例型が望ましいと考えています。</p> |
| 4 | <p>手数料は各世帯一律で徴収し、不足分はサイズ価格設定で補うこと。</p> | <p>審議会では、各家庭から一律手数料を徴収し、不足分をサイズの価格設定で補うことは、排出量に応じた費用を負担するしくみになっていないことから、ごみ減量の経済的動機付けとならないほか、公平性の観点からも相応しくないと考えます。</p>   |

#### イ ごみ袋に関すること

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | <p>取って付きのごみ袋に賛成である。<br/>(同様1件)</p>   | <p>審議会においても袋のサイズは、他都市の事例から45Lを超える袋の需要はほとんどなくなるとともに、20Lより小さいサイズのごみ袋の需要が増えると考えております。</p>   |
| 2 | <p>指定ごみ袋は取っての有り・無しの両方を選択できるのがよい。ごみ袋もごみとなるものなので、なるべく小さく、作りやすく、使いやすく、値段の安いものである必要がある。<br/>(同様1件)</p> | <p>袋の形態については、取ってのないごみ袋を作成してほしいとのご意見も寄せられましたが、ごみ袋が結びやすく持ち運びやすいことから取って付きが望ましいと考えております。</p> |
| 3 | <p>指定ごみ袋は45L、30L、20L、10Lの4種類で十分である。</p>  | <p>また、袋の厚さについては、現在のごみ袋の規格も考慮して決めることが必要であると考えます。</p>                                      |
| 4 | <p>大きい袋があると、布団等や草木等がそのままごみ袋に入れられ、回収に大変苦労するようになるので、45L以下のごみ袋を作成するのに賛成。</p>                          |  |
| 5 | <p>小さい袋が大きい袋より安いとごみを減らす努力ができることから45L以下のごみ袋を作成するのに賛成である。</p>  |  |
| 6 | <p>ごみ袋のサイズについては問題ないが、厚さについての記述がない。破れないためにも0.035mmの厚さは必要と考える。</p>                                   |  |

|   |                                      |  |
|---|--------------------------------------|--|
| 7 | 30Lのごみ袋では小さすぎるので35Lのごみ袋を作成してはどうか。    | 現在、指定ごみ袋のサイズは、90L・70L・45L・30L・20Lとなっていることから、特段、支障が生じるとは考えておりません。   |
| 8 | 手数料の徴収は市が直接行い、中間団体に費用を払って行わせるべきではない。 | 審議会では、手数料が上乗せされたごみ袋の販売は、市が直接行うのではなく、市民の利便性を考慮し、スーパーマーケットやコンビニエンスストア、その他多くの小売店で販売していただく方法が望ましいと考えます。そのため、手数料の徴収はこれらの小売店が行い、市に納入するしくみが望ましいと考えます。 |

### ③ 手数料の料金設定

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | 他の市町村よりも料金が高いのではないか。   | 審議会では、手数料の料金は、ごみ減量の動機付けとなり、市民に過度な負担とならない設定が必要と考えます。そのため、すでに有料化を実施している中核市や近隣市の料金も考慮するとともに、他都市の事例から10%程度の減量効果が見込まれる、袋の容量表示1Lあたり1円程度が望ましいと考えます。 |
| 2 | 手数料が高いので、もう少し下げてください。  |  |
| 3 | 1L1円程度の料金設定でごみの減量効果が見込まれるのか。<br>1L1円では安いのではないか。<br>手数料の額は、市民にごみ減量の動機付けが働くような料金にしてください。<br>(同様2件) |  |
| 4 | 最も需要が見込まれる45Lサイズのごみ袋の料金は、1L当たり1円以下にするべきではないか   | 審議会では、有料化は経済的動機付けによりごみの減量意識を促そうとする施策であり、需要が多く見込まれるサイズを安くすることは減量意識を働きにくくすることに繋がるものと考えます。  |
| 5 | 手数料の料金設定は、1L当たりではなく、重量による設定が妥当ではないか。   | 意見のような考え方もあるかと思いますが、各家庭から出されるごみの重さを確認することは困難であることから、容量に比例した料金設定が妥当と考えております。  |

#### ④ 手数料の使途

|   | 意見              | 審議会の考え方（案）  |
|---|-----------------|---|
| 1 | 広く公表する必要があると思う。 | 審議会においても、手数料の使途についてはその透明性を図るため広く公表する必要があると考えております。  |
| 2 | 具体的な内容の提示がほしい。  | <p>手数料の活用についてのご意見かと思えます。「家庭系ごみの有料化について（中間報告）」の中の「ごみ処理手数料の活用」と「手数料の使途」の項目が紛らわしくなっており、答申の際には整理しなければいけないと考えます。</p> <p>ごみ処理手数料の具体的な環境施策を答申の中で示すかどうかについては、頂いたご意見を参考にしながら引き続き審議してまいります。</p> |

#### ⑤ 減免措置

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）  |
|---|---|---|
| 1 | <p>介護の必要がある家族、乳幼児のいる家庭は、ごみの量を減らすことが難しいと考える。結果として、負担金が増えるように思う。おむつ世帯は減免するべきである。</p> <p style="text-align: right;">（同様 1 件）</p> | <p>審議会においても、ご意見にあるようなごみの減量が難しい世帯については、一定の配慮をすることが望ましいと考えております。具体的な減免措置の対象については、頂いたご意見を参考に引き続き審議してまいります。</p> |
| 2 | 具体的な内容の提示がほしい。  |   |

### (3) 市民への周知についての意見

#### ① 説明会の開催

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）  |
|---|---|---|
| 1 | <p>有料化を実施する際には、町内会などの団体対し説明会を開催していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">（同様 1 件）</p> | <p>審議会においても、有料化を実施する際には、その目的や制度の内容について、場所や回数を考慮して説明会を開催する必要があると考えております。</p> |

## ② 周知啓発

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）  |
|---|---|---|
| 1 | これまでのゴミ袋が使いにくくなることや、使用期限などについてきちんと周知していただきたい。<br>(同様3件)                       | 審議会においても、有料化を実施する際には、その目的や制度の内容、現在のごみ袋が使いにくくなることなどについて、十分な周知をする必要があると考えております。 |
| 2 | たくさんの人に有料化の話を伝える必要がある。<br>また減量や有料化についてテレビ・ラジオなどで周知したほうが浸透するのではないかと。<br>(同様1件) |   |
| 3 | アパートに住む独身者、若者カップルへの周知をしっかりとっていただきたい。  |   |
| 4 | ごみの具体的な出し方を教えていただきたい。   |   |

## ③ 移行期間の調整等

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）   |
|---|--|--|
| 1 | これまでのゴミ袋が使いにくくなるのであれば十分な周知期間を設けてほしい。また、現在のごみ袋を使い切れないこともあるので、一定期間は旧袋と併用して使えるよう差額分のシールを販売していただきたい。<br>(同様1件) | 審議会では、有料化を実施する際には、十分な周知期間を設ける必要があると考えます。しかしながら旧袋を使い切ることができないような場合も想定されることから、頂いたご意見については、今後審議いたします。 |

## (4) 併せて実施する施策についての意見

### ① ごみの減量およびリサイクルを推進するための施策

#### ア 環境活動を推進する施策

|   | 意見   | 審議会の考え方（案）  |
|---|--|---|
| 1 | 市民の環境活動を推進するような施策を実施していただきたい。  | 審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせることで実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。<br>そのため、ごみの減量およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。 |
| 2 | 町内等の団体や個人が実施するボランティア的な要素のあるごみについては、無料としていただきたい。また、それらのごみを集積所にだせるようにしていただきたい。<br>(同様5件) |   |

イ 生ごみ減量に関する施策

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）   |
|---|---|--|
| 1 | 生ごみの減量を図るため、電気式生ごみ処理機およびコンポスターの購入補助をするとともに、市で生ごみ堆肥施設を作るべきである。<br>(同様 2 件) | 審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせることで実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。<br>そのためごみの減量およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。 |
| 2 | 生ごみの減量を図るため、生ごみの堆肥化を推進するとともに、その消費先も含めたリサイクルシステムを構築していただきたい。               |  |
| 3 | 小中学校などにコンポストを置き、近隣の市民が利用できるようにするべきである。                                    |  |

ウ 資源化物の収集・リサイクルに関する施策

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）   |
|---|---|--|
| 1 | ごみ減量のためにペットボトル以外のプラスチック類や廃油のような資源として活用できるものについても収集を検討するべきではないか。<br>(同様 1 件)             | 審議会においても、他都市の事例から家庭系ごみの有料化は、頂いたご意見にあるようなごみの減量化およびリサイクルを推進する施策と組み合わせることで実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えております。<br>そのためごみの減量およびリサイクルを推進するための施策について頂いたご意見も参考に審議してまいります。 |
| 2 | 資源化物の月当たりの収集回数を増やすことや、集団回収の普及促進、いつでも出せる場所を設置するなど、資源化物の有効な回収方法について検討するべきである。<br>(同様 5 件) |  |
| 3 | 雑がみの分別を促進するため、紙ひもの購入補助や雑がみを紙袋に入れて出せるようにすること、また、個人情報を守られる処理のしくみを考えていただきたい。<br>(同様 2 件)   |  |
| 4 | ハッピーマンデーなどの行き過ぎたサービスは不要である。<br>資源化物を家にある透明な袋で回収することを検討してはどうか。<br>(同様 1 件)               |  |

エ その他啓発等に関する施策

|    | 意見   | 審議会の考え方(案)  |  |
|----|--|---|--|
| 1  | <p>有料化実施後一時的にごみが増えたものの徐々に元に戻るリバウンドを防ぐような施策を実施していただきたい。</p>   | <p>審議会においても、有料化を実施する場合には、ご意見にあるような施策も併せて実施することが重要であると考えております。</p> |  |
| 2  | <p>ごみ減量と市民の環境に対する意識の向上を図るという観点から、レジ袋の有料化も検討すべきである。</p> <p>また、洗剤など詰め替え用がある製品において、詰め替え用が本体より高く販売されている小売店があり、結果的にごみを増やすことにつながっていることも考えられる。こうした矛盾が生じないように、小売店に協力を求めるべきである。</p> |   |  |
| 3  | <p>受益者負担が市民ならば、排出量や収集回数などを市民が選べるようにすべきである。</p>   |   |  |
| 4  | <p>小型家電や携帯電話の回収、ペットボトルのキャップ等、市が回収していないものについても、ごみ減量・資源化につながることは積極的に情報提供するとともに、回収設置場所を増やしていただきたい。</p> <p>(同様1件)</p>  |   |  |
| 5  | <p>戸別収集にするべきである。</p> <p>(同様1件)</p>   |   |  |
| 6  | <p>便利で豊かな暮らしから脱却するような施策が必要である。</p>   |   |  |
| 7  | <p>消費者への環境教育に関する施策が必要である。</p>  |   |  |
| 8  | <p>「物に振り回されない暮らし」の実現のための施策を実施する。</p>   |   |  |
| 9  | <p>ごみの処理にかかる経費などを示し、環境への負荷についてマスコミ等で周知するべきである。</p>   |   | <p>審議会においても、ご意見にあるようなごみの減量・リサイクルに関する情報を発信することは重要であることと考えることから、答申の中で提言したいと考えます。</p> |
| 10 | <p>ごみ処理にかかっている費用を年2,3回広報してほしい。</p>   |   |  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 11 | リサイクルによりどのようなものに生まれ変わるか知りたい              |  |
| 12 | ごみの減量に結びつく情報をもっと発信するべきである。               |  |
| 13 | 紙媒体のものを配布しない、もらわない等の啓発をするべきである。          |  |
| 14 | 機密文書の取扱いや受け皿の周知をするべきである。                 |  |
| 15 | ごみに対する市民の意識を高めるため、ごみ処理を行政ではなく民営化するべきである。 |  |
| 16 | 環境学習の出前講座を町内会別に実施するべきである。                |  |

② ごみの不適正排出防止に向けた施策

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）   |
|---|---|--|
| 1 | 不法投棄が不安である。<br>値上げ幅が大きいと不法投棄が増えるのではないか。<br>ごみの不法投棄や不適正排出、野外焼却を防ぐための監視・パトロールをしっかりと実施するとともに、不法投棄には厳しい罰則を設けてほしい。また、他市町村と連携も必要である。<br>(同様16件) | 有料化を実施した場合には、ごみ集積所への不適正排出や不法投棄が想定されることから、審議会では、有料化を実施する場合には、頂いたご意見にあるような不適正排出への監視および指導、不法投棄のパトロールの強化を実施するべきであると考えます。<br>そのため、ごみの不適正排出防止に向けた施策について十分検討するよう答申の中で提言いたします。 |
| 2 | 不適正排出されたごみを片付けるための助成金を町内会に交付するべきである。  |  |
| 3 | 秋田は車社会であり、ごみをどこへでも運ぶことが可能なことから対策をしっかりとりたい。<br>(同様1件)  |  |
| 4 | 不適正なごみの処理は集積所の管理者や土地所有者に迷惑がかからないよう直ちに市が回収・処理すべきである。<br>(同様1件)   |  |

## II 家庭系ごみの有料化に関する意見

### (1) 有料化に賛成の意見

|   | 意見  | 審議会の考え方（案）   |
|---|---|--|
| 1 | 基本的にごみの有料化には賛成である。<br>(同様 2 件)  | 審議会では、ごみの有料化は環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換する動機付けになることや、公平性の確保などの観点から有効な施策と考えておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。 |
| 2 | 市民一人ひとりが納得したうえで有料化をするのであればやむを得ない。   |  |
| 3 | ごみの減量には痛みが必要である。有料化をすれば経済感覚でごみが減ることから賛成である。<br>(同様 5 件)                       |  |
| 4 | ごみ有料化は処理経費の財源として避けて通れない課題であり、このたびの中間報告は時期を得たものと、その内容については、概ね賛同する。<br>(同様 3 件) |  |

### (2) 有料化に反対の意見

|   |  |  |
|---|--|--|
| 1 | 経済不況で、誰もが生活を切り詰め、ごみが減っている現状でなぜ有料化を実施しなければいけないのか。<br>増税とかわらないのではないのか。<br>(同様 2 件)       | 秋田市では、平成22年度までに市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を556グラム以下にする目標を掲げ、これまでに様々な減量施策を展開してきましたが、平成20年度では608グラムとなっております。そのため、審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しておりますが、市民に経済的な負担を強いることにもなることから、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。 |
| 2 | ごみの減量目標を達成するために、他都市と同様にプラスチックごみの分別収集をするべきであって、安易に有料化をするべきではない。                         |  |
| 3 | 公共性のあるごみは量の大小に関わらず市が処理すべきである。市は町内ごとのリサイクル運動を進めるなど啓発期間を設け、減量目標に達した場合には有料化をやめることとしたらどうか。 |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 4 | <p>有料化には絶対反対である。市民は市民税を払っており、税の二重取りになる。有料化をするのであれば、市民税を手数料分減税するべきである。</p> <p>(同様 4 件)</p> | <p>ごみの有料化は、秋田市が提供するサービスに対する手数料を、排出量に応じて負担していただく受益者負担の考えによるものと考えます。</p> |
|---|---|--|

### (3) その他の意見

|   | 意見  | 審議会の考え方(案)  |
|---|---|---|
| 1 | <p>有料化の前に、無駄な補助金を廃止するべきではないか。</p>   | <p>審議会ではごみの有料化について諮問を受け審議しており、ごみ減量に関わらない補助金等については、審議会として意見を述べる立場にはありません。</p>                        |
| 2 | <p>有料化の前に資源化物の収集日を増やしてごみの減量を図るべきである。</p>  | <p>審議会では、他都市でごみの減量に効果をあげている家庭系ごみの有料化について秋田市長から諮問を受け審議しておりますが、頂いたご意見も参考に引き続き有料化の是非について審議してまいります。</p> |
| 3 | <p>レジ袋によるごみ出しを認めることやレジ袋が不要な方へエコポイントを付与し金券として利用できる制度の構築、生ごみ堆肥の推進を図りその活用先を確保すること、エコに取り組む事業者を市で認定・表彰するなど行政としてリデュース対応策を構築しなおさないのであれば同意しかねる。</p> |   |
| 4 | <p>有料化を実施する前に、不法投棄・不適正排出を防ぐため、市民のモラル向上を図るべきである。</p>   |   |
| 5 | <p>有料化の前に、各自責任を持つという意味でごみ袋に記名するようお願いしたい。</p>  |   |
| 6 | <p>有料化を実施する前に、他都市の有料化実施後のごみ排出量を調べ、その効果の有無について検討するべきである。</p>   |   |

|   |  |   |
|---|--|---|
| 7 | <p>有料化の前に集積所のガラス対策として、昔のようにポリ容器に名前を書いてごみを出せるようにすることを認めていただきたい。</p> | <p>集積所にポリ容器で出すことについては、集積所の敷地に収まらない可能性があり危険であることや、風で飛ばされる可能性もあると伺っており、ごみ袋で出すことが妥当であると考えます。</p>     |
| 8 | <p>街中のマンション等と郊外の一戸建てでは条件が違うので分けて考えてはどうか。</p>                       | <p>審議会では、ごみの有料化は、市民一人ひとりが環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換するための経済的動機付けをするものであり、全ての市民を対象にすることが妥当であると考えます。</p> |

### Ⅲ その他の意見

#### (1) 審議会への要望事項

|   | 意見   | 審議会の考え方(案)   |
|---|--|--|
| 1 | 中間報告に関する意見募集および聴取会を延期し、もっと市民の声を聞くべきではないか。                                    | 意見については、1ヶ月間の期間を設け、様々な方法により募集したことから、今後は頂いたご意見を参考に答申に向けた審議をしていくこととしております。 |
| 2 | 有料化を実施する前に、もう一度意見聴取を実施していただきたい。また、今後のことについても説明していただきたい。                      |  |
| 3 | 説明会を5月下旬か6月に開催していただきたい。  |  |
| 4 | 意見聴取期間が短いので、半年から10ヵ月くらいの期間を設けて、町内会を開くなど啓発を深めていただきたい。また、町内会単位で説明会を開催していただきたい。 |  |
| 5 | 審議会の委員も説明会に参加するべきではないか。  | 頂いたご意見については、審議会の今後の検討課題とさせていただきます。                                       |
| 6 | 審議会の議事録に名前を入れて責任を明確にするべきではないか。   |  |
| 7 | 電話での意見は聞かないとはどういうことか。広く意見を聞くつもりはあるのか。  |  |
| 8 | 審議会委員に、ごみを出す主婦や学生などのメンバーが少ない。  | 審議会の委員は、条例に基づき市長が任命しているものであり、審議会で判断するべきものではないと考えます。                      |

#### (2) 環境施策等に関する事項

|   | 意見  | 審議会の考え方(案)  |
|---|---|---|
| 1 | 行政は市民目線で、市民とともに考えるという基本に立つことが優先課題である。                   | 審議会では、市長から家庭系ごみの有料化について諮問を受け審議しているものであります。環境施策等について頂いたご意見につきましては、秋田市へお伝えすることといたします。 |
| 2 | 循環型社会を目指すことは、行政・企業・市民の役割であり、それぞれが認識しなければいけない。           |   |
| 3 | ごみの減量には、消費者と企業の双方が協力しなければいけない。                          |   |
| 4 | 緑を増やすという観点から剪定枝などの廃棄物が増える傾向にあるが、これらのごみの取扱いを検討するべきではないか。 |   |
| 5 | 古布類を回収し、リサイクルすることを検討してはどうか。                             |   |

|    |  |
|----|--|
| 6  | 年に数回衣類を回収し、発展途上国へ提供してはどうか。   |
| 7  | ペットボトルのキャップやプルタブを回収する場所を増やして頂きたい。  |
| 8  | 資源化・分別については、新しい焼却炉ができたときに簡略化されたわけで、単に有料化の話だけで語られるべきものではない。紙ごみについて強調されているが、資源化について述べるならば、プラスチック類など、もっと他の素材についても話があるはずである。 |
| 9  | 雑がみを古紙として出せることをもっと啓発するべきである。   |
| 10 | アパート業界に依頼して、分別の説明資料を渡していただくようお願いするべきである。   |
| 11 | ごみ処理費用が税で賄われていることについて市民にわかりやすく示すことが必要である。  |
| 12 | 電気・ガス・水道などのようにごみ収集を戸別に契約することを検討してはどうか。   |
| 13 | ごみ袋にリットル表示をしていただきたい。   |
| 14 | あり余っているレジ袋でごみを出すことが出来ればごみの減量になることは目にみえている。   |
| 15 | トレイの回収やレジ袋有料化を実施している事業所に対しランク付けをして公表してはどうか。  |
| 16 | 減量預金についていつの頃からか聞かなくなったかどうなっているのか。  |
| 17 | 様々な減量努力をしてきた。これ以上は減らすことができない。知人等にもごみを減らす話をしてきた。  |
| 18 | 畑を作っており、生ごみや草類は一切出しません。またペットボトルのキャップなども集めているところに提供しています。木や枝は乾かしてから燃えるごみに出しています。  |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 19 | リサイクルできないものについては、企業負担を明確にし、協力金を徴収することを検討するべきである。 |  |
| 20 | 企業のごみ減量に対する取組を促す施策が必要である。                        |  |
| 21 | 企業の責任を明確にするため、びん・缶等は、デポジット制度にするべきである。            |  |
| 22 | イベントなどでのごみ収集については、参加者に負担を求めよう検討するべきである。          |  |